

コミュニティセンター
新規サークル・団体・個人の登録のご案内

1. コミュニティセンターの目的

- ・市民活動、生涯学習の支援 ・地域活動の拠点 ・市民交流の場の提供
- 大人から子どもまで、様々な世代の活動を支える拠点として、地域住民の誰もが気軽に利用することができます。

2. 利用内容

- ・スポーツ、レクリエーション、サークル活動及び学習
- ・講座、研究会、展示会、その他各種集会
- ・地域住民の自主的な活動と相互の交流のために必要な事業実施など
- ・政治活動、宗教活動、営利目的での利用はできません。

(利用状況によっては利用許可を取り消す場合もあります)

3. 提出書類 (団体登録は①②の書類、個人登録は①の書類のみ提出必須)

① 「逗子市施設予約システム利用登録申請書」

▷他の施設で既に登録済の場合でも、提出してください。

② 「サークル・団体の活動情報」

▷毎年度の提出が必要です。

▷1階の掲示板に掲示することができます。(原稿のまま掲載)

▷写真の掲載は自由です。(2Lサイズ以内)

※ 提出していただいた個人情報、施設利用の目的以外で使用することはありません。

4. 有効期限

- ・「施設予約システム」の有効期限は、登録をした日から起算して5年間です。
(期限後、登録継続を希望するときは、更新手続きが必要となります。)

5. その他

- ・登録には、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの写真付きの公的証明書1点または、健康保険証、社員証、年金手帳等2点の組み合わせの提示が必要です。
- ・団体登録は4名以上です。但し、新規にサークルを立ち上げたい個人の方は団体扱いにすることができます。詳しくは職員にご相談ください。
- ・講師は代表者、担当者にはなれません。また、サークル運営に関する手続きもできません。
- ・書類の提出後、情報の内容に変更が生じた時は、速やかにお知らせください。
- ・申込み方法、利用料金等は別紙(案内パンフレット)をお読みください。

※生涯学習ガイドブック、WEBサイト、センター通信への掲載を希望するサークル・団体は、市民交流センターへお問い合わせください。